

令和7年度学校給食調理業務委託事業 応募要領

1 委託事業概要

(1) 委託事業

次項の学校・共同調理場における給食調理業務及び関連する付随業務

(2) 委託施設

小学校 (28施設)

阪之上小学校、中島小学校、表町小学校、新町小学校、川崎小学校、四郎丸小学校、千手小学校、富曾亀小学校、黒条小学校、浦瀬小学校、栖吉小学校、前川小学校、宮内小学校、上組小学校、大島小学校、才津小学校、日越小学校、関原小学校、上川西小学校、希望が丘小学校、川崎東小学校、青葉台小学校、越路小学校、和島小学校、寺泊小学校、栃尾南小学校、栃尾東小学校、東谷小学校

中学校 (20施設)

東中学校、南中学校、北中学校、栖吉中学校、宮内中学校、東北中学校、西中学校、江陽中学校、堤岡中学校、山本中学校、岡南中学校、関原中学校、大島中学校、青葉台中学校、越路中学校、小国中学校、北辰中学校、寺泊中学校、秋葉中学校、刈谷田中学校

特別支援学校 (1施設)

総合支援学校

共同調理場 (6施設)

旭岡学校給食共同調理場、中之島学校給食共同調理場、越路学校給食共同調理場、三島学校給食共同調理場、与板学校給食共同調理場、川口学校給食共同調理場

新規委託施設 (単独施設3か所)

- ・旧長岡地域：小学校2校（川東、川西地域に1校ずつ）
- ・寺泊地域：小学校1校

(3) 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 委託業者応募基準

(1) 次のいずれかに該当する者

- ① 県内に本社があること
- ② 県内に学校給食調理業務を行う事業所（場）があること
- ③ 市内に事業所（場）があること

(2) 法人であり、経営が良好で安定していること

(3) 学校給食等の健康増進法に定める特定給食施設における業務実績があること

(4) 特定給食施設での調理業務経験と調理師資格を有する正規調理員を配置できること

(5) 衛生教育、安全教育、調理技術、食物アレルギー対応及び学校給食の意義等について、パート従業員も含め十分な研修体制が確保され、また、これを受講した給食調理

業務経験のある従業員を配置できること

- (6) 正規及びパート従業員の休暇取得並びに交通機関の事故等に即応して代替調理員を配置できる体制にあること
- (7) 過去5年間に新潟県内の事業所を統括する営業所等の範囲で、食品衛生法違反に係る行政処分を受けたことがないこと及び重大な事故を起こしていないこと。ただし、当該行政処分を受けたことがある場合であっても、事故後の対応や改善策が適正になされたことを確認できることを除く。
- (8) 委託契約書及び委託仕様書の業務を確実に遂行できること
- (9) 地元雇用を優先的に配慮できること

3 実施方法

別紙「学校給食調理業務委託の条件等について」のとおり

4 応募に必要な書類及び提出方法

- | | | |
|-------|------------------------|----|
| 提出書類： | 長岡市立学校給食調理業務受託申込書（別紙1） | 1部 |
| | 直近の決算書 | 1部 |
| | 会社概要等の参考資料 | 1部 |
| | 食品営業関係申告書 | 1部 |
- （新潟県内の事業所を統括する範囲の営業所等における食品衛生法違反に係る行政処分の有無についての申告書）
- ※ 当該行政処分を受けていない場合は申告書（別紙2）を提出してください。当該行政処分を受けたことがある場合は、事故の内容、事故後の対応や改善策等を確認できるもの（様式任意）を提出してください。

- 提出先： 長岡市教育委員会 学務課
〒940-0084 長岡市幸町2丁目1-1 さいわいプラザ4階
- 提出期限： 令和6年10月18日(金曜日)
- 提出方法： 直接持参又は郵送（提出期限必着）

5 応募要領等に関する質問

応募要領等の内容に関する質問をファックス又はEメールで送信後、下記担当宛に電話連絡していただくようお願いいたします。

長岡市教育委員会 学務課給食班
担当：永井、加藤
電話：0258-39-2239
FAX：0258-39-2382
Eメール：gakumu@kome100.ne.jp